

令和8年度見附市移住促進業務委託仕様書

1. 業務名

令和8年度見附市移住促進業務

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務の目的

本市では、第6次見附市総合計画において20～40代の社会動態の改善を目標に掲げており、移住定住を促進することで移住者を増やしていくこととしています。

見附への移住者を増やすためには、見附での移住を考えてもらうきっかけづくりから継続的な関係づくり、見附に興味を持った一人ひとりに合った相談・現地体験など、各段階における対応を切れ目なく行うことが重要であると考えています。

そこで、「認知」から「移住決定」に至る導線設計、情報連携及び施策内容の整合を図りつつ、移住者の生活全般の不安や疑問などにワンストップで対応する相談窓口を設置することにより、相談・現地体験に対応し、継続的なフォローを行うことで、着実な移住検討度の進捗、最終的な移住者の増を図ります。

4. 業務内容

(1) プロモーション業務

- ・プロモーション企画設計（ターゲット・訴求方針の整理、ターゲットの行動フローの設計、プロモーション媒体（例：検索サイト広告、市公式 SNS、その他効果が見込まれる媒体等）の選定）
- ・プロモーションクリエイティブの制作（制作会社・広告出稿への発注費も本 PR 業務内に含む）
- ・プロモーションの実施・運用と効果検証（例：広告配信、市公式 SNS 運用、アクセス分析等）

(2) 移住マッチングサイト「SMOUT」運用（サイト運営会社：株式会社カヤック）

- ・スカウト（月 20 件）
- ・掲載記事の企画・制作・投稿
- ・問い合わせ対応
- ・効果測定

※サイト使用料（月のスカウト件数が 20 件のプラン）は別途市が負担する。

(3) 相談窓口運用

- ・見附市への移住相談のワンストップ窓口（1次対応全般）を開設する。

- ・移住相談専用の電話番号、メールアドレス、LINE アカウント等を設置する。
 - ・相談内容は就業、起業、住居、補助金、場所、人等とし、市や市民、事業者、団体と連携して行うものとする。
 - ・相談者の移住決定までをフォローする。
 - ・相談の受付状況を市と共有できる体制を構築する。
 - ・相談件数や進捗状況、移住決定の件数等、必要なデータを市と協議の上決定し、集計する。
- (4) 移住ツアーの開催
- ・随時希望者にオーダーメイドツアーを企画し、実行する。
(オーダーメイドツアー：移住検討者の希望に合わせた日程や工程を調整し、実施するツアー)
 - ・ターゲットに合わせて、年2回程度、募集型の見学ツアーを実施する。
- (5) 定例報告会の開催
- ・月に1回以上、市と定例打合せを実施し、業務の進捗状況、成果を報告する。
 - ・実施形式は対面又はオンラインとし、日時は市と協議の上決定する。
 - ・報告内容は、各業務における移住検討者の反応、成果・課題の抽出、知見の共有、今後の業務改善等とする。
- (6) KPI 管理
- ・成果指標は、相談件数、移住ツアー件数、移住検討度の進捗度、移住決定件数とし、市と協議の上、目標値を決定する。
 - ・この他に必要な指標は市と協議の上、管理する。

5. 委託料

委託料は、8, 160, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

6. 成果品

- ・月間報告書
- ・年間報告書

※報告書の内容は市と協議により定める

7. 秘密の保持

受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58条）」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払わなければならない。

8. 貸与資料等

(1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、本市が提供することが

可能な資料等は、本市が受託者に無償で貸与するものとする。

- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は、速やかに本市に返還しなければならない。また、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど本市の指示に従った処置を行うこととする。

9. その他の留意事項

- (1) 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 業務のための収集した資料、情報等は許可なく漏洩してはならない。
- (4) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに本市と受託者とが協議して決めるものとする。